

団体名	群馬県教育委員会
-----	----------

## 【事業概要】

### 1. 事業実施前の現状と課題

本県におけるセンター的機能の現状として、各特別支援学校がそれぞれの持つ専門性に応じて巡回相談、来校相談、研修会等の開催、学校公開等を行ってきているが、地域の小中学校等のニーズに対して十分に答えることができていない現状があった。地域の小中学校等には様々な障害のある児童生徒等が在籍しており、相談の内容も児童生徒等の理解や支援方法など多岐にわたるようになってきている。特に、通常の学級や特別支援学級に在籍する発達障害等のある児童生徒への具体的な指導方法等が課題となっている。それに対して、特別支援学校においては、各校で外部講師による講演会や研修会等を継続的に実施しているが、地域に提供可能な専門性に偏りがあったり、巡回相談を担当する特別支援教育コーディネーター一人に任されている状況があったりと、学校としての組織的な取組が不十分であることが課題であった。

### 2. 事業を通じて得られた成果と課題

#### (1) 特別支援学校の専門性強化

##### ①外部人材の特別支援学校への派遣

実施前から外部人材（作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST））を校内研修等で活用していた肢体不自由特別支援学校だけでなく、聴覚障害特別支援学校や知的障害特別支援学校においても、外部人材を活用し、専門的な助言を受けることで、自立活動の指導に生かすことができた。

##### ②連絡会議の開催

・センター的機能を推進するに当たり、県内を4地域に分け、地域ごとに特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと県教育委員会担当者による連絡会議を各地域2～3回開催した。各校のセンター的機能の現状と地域のニーズについて情報交換を行い、地域で取り組むべき課題について共通理解を図ることができた。

・連絡会議のうち1回は、外部人材の出席を依頼し、各校での外部人材の活用状況についての情報交換やケースの検討を行うことで、連携を図ることができた。一方、これまで教育現場は直接外部の専門家と連携をする機会が少なかった。外部専門家に小中学校等の抱える課題や支援体制等について事前に情報の共有を図ることが円滑な連携に有効であると考え、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと外部人材が集まる連絡会議を継続して開催することとした。

#### (2) 地域内の小・中学校等への巡回相談の実施

・センター的機能の一貫で行う巡回相談において、小・中学校等に在籍する肢体不自由のある児童生徒への支援のため外部人材を派遣したことで、地域のニーズに答えることができた。

・外部人材の小・中学校等への派遣に特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが同行することで、特別支援教育コーディネーターが専門的知見を得ることができた。

・OTやPTについては、肢体不自由のある児童生徒への活用が多くなり、地域内で必要とされる発達障害への助言については課題がある。

### 3. 解決策（次年度の取組等）

#### （1）特別支援学校としての専門性の強化

- ① 指導方法の改善を図るため、各特別支援学校の課題に応じて、外部人材を活用した校内研修の実施や計画的な授業研究会等を実施する。幼児児童生徒の実態把握、個別の指導計画の作成、教材・教具の工夫、評価などについて、専門的な視点から助言を得ることにより、専門性の向上を図る。
- ② 地域ごとに連絡会議を開催し、特別支援学校間の連携を図る。各地域内の相談事業の状況についての情報交換、ケース検討会の実施、合同研修会の開催等を通して、各特別支援学校の持つ教育内容・方法、教材・教具等に関する情報を共有することで、特別支援学校における幼児児童生徒の障害の重度・重複化に対応した教育を一層充実させる。

#### （2）特別支援学校間での役割分担

- ① 県内全域を4つの地域に分け、特別支援学校の通学区域を主とした担当地域としてを指定し、小中学校等の支援を担当する特別支援学校を明確にし、円滑な連携を図る。各特別支援学校は、担当地域の小・中学校等への支援（巡回相談や来校相談への対応、研修会への講師派遣、研究協議会開催等）、関係機関との連携（小・中学校等の特別支援教育コーディネーター連絡会議への参加等）等を行う。
- ② 地域別に特別支援学校と外部人材との「連絡会議」を実施し、域内の巡回相談等の情報を共有し、必要な支援等について協議する。

#### （3）地域内の小・中学校等を支援

- ① 特別支援学校のセンター的機能の活用により、特別支援学校を会場とした小・中学校等の教員対象の研修会等を実施する。
- ② 特別支援学校が中心となり、地域内の小・中学校等との連絡会議を随時開催し、特別支援学校と小・中学校等における連携体制を構築する。
- ③ 特別支援学校を窓口として、必要に応じて臨床心理士、OT、PT、ST等の外部専門家を地域内の小・中学校等へ派遣し、支援・助言ができるようにする。

#### 【推進地域及び指定校一覧】

推進地域	指定校	
中部エリア	1	群馬県立前橋高等養護学校伊勢崎分校
	2	群馬県立赤城養護学校
	3	群馬県立伊勢崎特別支援学校
	4	群馬県立渡良瀬養護学校しろがね分校
西部エリア	5	群馬県立みやま養護学校本校
	6	群馬県立みやま養護学校富岡分校
	7	群馬県立二葉養護学校
	8	群馬県立聾学校
北部エリア	9	群馬県立前橋高等養護学校本校
	10	群馬県立榛名養護学校本校
	11	群馬県立榛名養護学校沼田分校
	12	群馬県立あさひ養護学校
東部エリア	13	群馬県立太田高等養護学校
	14	群馬県立館林高等特別支援学校
	15	群馬県立館林特別支援学校
	16	群馬県立渡良瀬養護学校本校